

JAいわて中央による農業の公益的価値の創出へ向けた 大規模地域営農のとりくみ

大竹伸郎

獨協大学経済学部

2006年以降、東北地方を中心に大規模な地域営農の設立によって、水稲作の地域内分業体制の確立や担い手組織への経営面積の集約化といった水田稲作農業地域の再編が進められている。しかし、農地や作業を委託する一般農家には、新たな農業収益を確保する手段が講じられていないことから、一般農家の離農化の進行や担い手不足による耕作放棄地の拡大といった問題が顕在化している。

本研究の目的は、地域営農の推進とともに、公益的価値の創出によって一般農家に新たな経済基盤の設立を進めるJAいわて中央の取り組みを分析することで、地域営農による水田稲作農業地域の再編に対して単位農協が果たすべき役割を明らかにすることである。農家やJAいわて中央への実態調査の結果、JAいわて中央の消費者との連携や地域内の自然環境保全を意識した様々な取り組みによって、新たな作物の栽培や販売経路の拡大などが実現し、それが農家所得の向上に繋がっていることが明らかとなった。

キーワード：大規模地域営農、農業の多面的機能、農業の公益的価値、ビジネス・インキュベータ

I はじめに

現在、日本の水田稲作農業地域では、従来の個別農家による自己完結的な農業経営から、1ないし複数の農業集落を単位として、水田稲作経営に取り組む経営形態である地域営農（集落営農）¹⁾の設立による農業地域の再編が進められている。これは米価の低迷や生産調整率の拡大、農業資材費の高騰などによって、従来のように個別農家単位で農業従事者を確保することが困難になり、耕作放棄地の拡大など、水田稲作農業の存続が困難な地域が生じているためである。

地域営農に関する研究は農学や農業経済学分野を中心に行われており、担い手経営体への農地の集積や受託作業による経営改善効果や、労働力補完効果、地縁的紐帯の維持といった社会的効果に関する研究がなされている。安藤（1996）は地域営農を農業政策の担い手としてどのように位置づけるかといった研究を行い、稲本（2005）は多様な経営形態を制度的に容認することの重要性を、

そして楠本（2005）は「二階建方式」²⁾と呼ばれる実践モデルを提唱している。高橋（2003）は二階建方式に代表されるような地域内における担い手組織と委託農家の連携の優良事例として、大型農業機械の共同利用を、田代（2004）は地域内の認定農業者など中核的な役割を果たす農家を担い手とした地域営農の事例を紹介している。

また、こうした地域営農の「営農改善機能」に加えて、住環境の維持・活性化による「生きがい」や「充実感」などの「活動創出機能」を評価する伊庭（2009）や、女性の参画や共同購入の促進、子弟への社会教育の充実など農村地域内の定住条件の担保につながる仕組みづくりが必要であると楠本（2010）などの研究もある。

しかし、その一方で谷口（2008）や高橋（2009）が指摘するように、地域営農は役割分担や経営ビジョンも不明確で、補助金の受け皿的性格の組織が多いといった問題や、「枝番管理型」³⁾の組織が多く担い手経営体の育成に繋がっていない（角田，2009）といった指摘がなされている。さらに

は「農地の貸しはがし」により地域内の大規模農家との間に軋轢が生じている（森本, 2009）といった問題点も指摘されている。

地理学の分野では、研究事例は少ないものの詳細な地域調査に基づき、地域の現状や課題を明らかにしている。五条（1997）や大竹（2003）は、水田稲作農業地域の持つ地域性の違いと形成される地域営農の関係性を明らかにした。大竹（2008）は、大規模水田稲作農業経営体の存続要因を大規模経営体と委託農家双方の視点から考察している。市川（2011）は、広域化した地域営農が様々な職業に従事する人々の連携によって保たれている現状を明らかにした。

地域営農が経営耕地の集積を利用権設定による「借地」によって実現している現状を考えれば、農地を貸す、あるいは作業を委託する農家についても考察する必要がある。しかし現状は、委託農家側にも機械費が削減できることや、農業従事者の高齢化や後継者不足の際に農作業を委託できるという利点があるものの、農地を借り受けたり、作業を受託したりすることで農業経営基盤を強化できる担い手経営体に比べてその利点は少ない。

さらに、こうした状況が一層進めば、農地は所有しているものの自らは農業を行わない「土地持ち非農家」の増加や離農者の都市部への転居も増加し、農村地域の維持が困難になる恐れもある。それは現在でも、多くの農村地域において道普請や水路普請が、地域内に暮らす農家の共同出役によって行われており、こうした共同作業が地域の行事の一つとして地縁的紐帯を築く一助となっているためである。

現在、地域営農の水稲栽培の多くは、担い手経営体が機械のオペレーターを担当し、水管理や畦畔の除草などの管理作業は、地域内に暮らす水稲栽培経験の豊富な年配者が担当するといった分業化・少人数化が進められている。しかし、水路や

農道といった「農業インフラ」の保全・管理には、水稲栽培には直接的に関わっていない一般農家の参加が必要である。

したがって、地域営農によって水田稲作農業地域の再編を図り、さらにそれを持続可能なものとしていくためには、地域営農の担い手経営体の育成とともに、地域営農に参加している一般農家の定住条件の担保を可能にする経済基盤づくりが重要な課題となる。しかしながら、現実的な問題として地域営農の規模が大きくなれば参加農家も多くなるため、それらすべての経済基盤を地域営農内で作り出すことは困難である。

本研究では、水田稲作農業地域の再編に対して、一定の有効性が評価されている地域営農が有する経済基盤づくりという課題に対して、JAが果たすべき役割を明らかにすることを目的とする。そのため本研究では管内で複数の大規模地域営農の設立を果たすとともに、地域営農に参加する農家に新たな栽培作物の導入を奨め、農業地域の再編に努める単位農協JAいわて中央の取り組みを分析する。

その際、地域農家の農業所得の向上に繋がる栽培指導や販路の開拓、付加価値の創造といった取り組みをビジネス・インキュベータ⁴⁾機能と規定する。本来こうした取り組みは、農協内では経済事業と呼ばれるが、周知のように現在では大多数の農協において経済事業が共済事業や信用事業よりも重要視されていないという問題があることから、改めてビジネス・インキュベータ機能と定義する。さらに、JAいわて中央が位置する岩手県の紫波町では、2000年6月に「新世紀未来宣言」を採択し、自然環境に配慮した資源循環型のまちづくりを進めている（大竹, 2013）。JAいわて中央ではこうした取り組みをうけて、自然環境に配慮して農薬や化学肥料の使用量を低減させた特別栽培に取り組むとともに、学校給食への食材提

供、小中学校での環境保全型農業や地産地消運動に関する出張授業、親子で参加できる「田んぼの生き物調べ」など社会貢献活動も行っている。

したがって、本研究では地域営農の地理的分析を行うにあたり、農産物の生産を主体とする農業地域というより、農業・農村の多面的機能を提供するとともに、人がくらし生活する農村地域としての枠組みで対象地域をとらえるように留意した。世界の共同組合運動に最も影響を与えたとされるアレクサンダー・レイドロー（1989）は、協同組合の存在意義として、これまでの組合員の利益（共益）追求から、今後は組合員だけでなく社会に対する利益（公益）を創出することが重要であるとしている。

TPP（Trans-Pacific Partnership Agreement）やFTA（Free Trade Agreement）交渉が進められている現状を鑑みれば、アメリカやカナダなどの大農園からの輸入圧力に対して、農業の多面的機能の保全や活用⁵⁾を国民的合意とし、国内農業の保全に努めているEU加盟などの中農園諸国の取り組みは、農業・農村の多面的機能など「公益性」を高める運動として、日本でも積極的に取り組むことが重要である（犬井・大竹，2010）。

II 水田稲作農業の現状と地域営農の展開

1. 水田稲作農業が抱える経営的課題

日本政府は1961年に農業基本法を施行し、「選択的拡大」や農業の構造改善事業の推進などにより、他産業並みの農業所得を実現する自立経営農家の育成に向けた取り組みを行ってきた（田代，1999）。こうした取り組みは、畜産や施設園芸による野菜・花卉栽培、果樹栽培部門に携わる農家に対しては一定の効果を上げたものの、土地利用型農業である水稲栽培では農地の流動化が進まず、農外労働市場の拡大により農工間の所得格差が拡大したことで農家の兼業化が進み、自立

経営農家の育成がほとんど進まなかった（犬井，2003）。大竹（1983）は、家族内分業体制によって成り立ってきた日本の水田稲作農業は、兼業農家の周期的世代交代によって分業体制を維持しようとしてきた。

しかし、基幹的農業従事者の高齢化と減少、そして地域営農や農業生産法人といった新たな経営体の増加が示すように、従来の兼業農家を中心とした水田稲作農業の維持が困難になっていることがわかる（図1）。こうした問題の背景には、日本の水田稲作農業が抱える経営的な問題がある。コメの国内消費量が減少したことを背景に生産者米価は低迷し、生産調整率も40%を超えるまでになっている。加えて、第1次オイルショック以降の石油価格の高騰により農薬や化学肥料といった農業資材費も値上がりするなど経営状況は著しく悪化してきた。とりわけ生産者米価の下落による影響は深刻なもので、1984年時に60kgあた

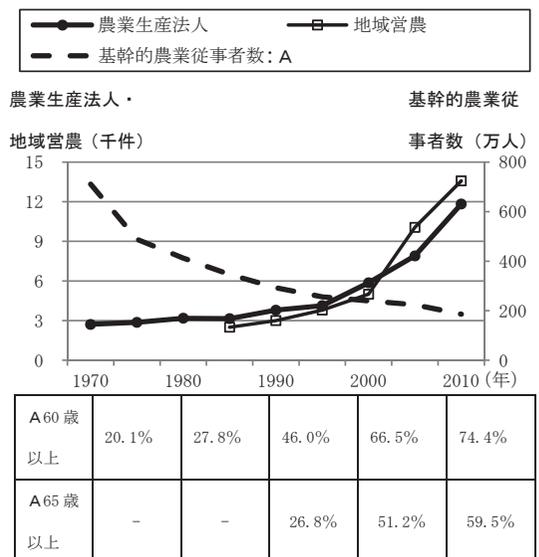


図1 地域営農・農業生産法人・基幹的農業従事者数の推移（1970～2010年）

（世界農林業センサス各年次，農林水産省データ集2010年，集落営農実態調査報結果の概要により作成）

り18,516円であった生産者米価は、2014年には10,000円を下回っている。

表1は1970年から2010年までの経営規模別10aあたりの粗収益と全算入生産費⁶⁾を示したものであるが、前述した米価の低迷などにより、赤字経営に陥っている階層が経年的に拡大していることがわかる。2010年現在、10aあたり粗収益から全算入生産費を除いた純収益の金額は3ha以上の階層で4,863円、5ha以上の階層で8,201円となっている(表1)。すなわち、経営規模が3haであれば、水稲栽培に従事して1年間に得られる平均可処分所得は145,890円から40%の生産調整率分を差し引いた87,534円となる。しかも、この収益すら得られない農家が全体の約90%を占めている(表2)。こうした経営状況の下では、農業後継者を個別農家単位で確保することは困難である。

表2の1970年から2010年までの都府県における経営規模別農家戸数の推移をみると、この間に

小規模経営農家が減少し、3ha以上の経営規模の農家層が増加している。これは水田稲作の収益性が経年的に悪化したことにより、小規模層の離農を促し離農者の農地を吸収することで規模拡大を図った農家層が生まれたためである。

しかし、耕作放棄地が約40万ha(全国の水稲作付面積の約27%)まで拡大していることから、規模拡大を進めた層が、離農によって生じた農地を吸収しきれていないことがわかる(表2)。さらに2010年の世界農林業センサスによれば、現在の農村地域における平均土地持ち非農家⁷⁾率は、54.4%と過半を超えており、農村地域内において離農化が進行していることがわかる。

2. 日本における地域営農の展開と地域的特徴

日本における地域営農の取り組みは、1975年の「島根県農業振興対策」に起因する(楠本, 2010)。個別経営農家の育成を指向した農業基本

表1 経営規模別10aあたりの水稲収益性の推移(1970～2010年)

(上段:粗収益 下段:全算入生産費 単位:円)

経営規模	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
1.0ha 未満	66,110	134,189	147,471	166,602	154,737	150,469	130,758	117,313	114,688
	54,838	106,056	163,231	187,930	191,975	170,724	183,683	177,601	182,535
1.0～ 1.5ha	68,061	138,236	150,557	170,954	160,671	150,469	130,833	118,082	114,118
	52,065	101,646	155,019	173,364	169,392	170,724	165,854		
1.5～ 2.0ha	71,837	142,744	156,963	177,234	166,184	149,851	126,514	150,377	146,738
	51,141	98,630	145,506	163,395	166,309	159,091	151,015		
2.0～ 3.0ha	73,812	148,127	159,358	181,785	171,447	151,904	130,733	113,667	113,396
	51,810	97,644	143,147	158,535	160,002	153,651	146,239		
3.0ha 以上	67,556	138,609	158,234	168,418	158,950	148,762	125,612	114,923	116,726
	50,778	91,399	138,082	149,214	142,636	137,987	124,466		
5.0ha 以上	64,185	126,090	139,924	157,997	148,436	145,157	123,502	113,190	116,649
	49,456	88,126	126,963	140,006	132,062	131,282	117,872		

1) 網掛け部分は、粗収益よりも全算入生産費の金額が上回っている階層を示している。

2) 1970年から1975年にかけて米価が急激上昇しているのは、1971年の変動相場移行や1974年のオイルショックにより、物価が高騰したためである。

(農林水産省『米及び小麦の生産費 累年統計』により作成)

表2 都府県における経営規模別農家数の推移（1970～2010年）

		1970年 A	1980年	1990年	2000年	2010年 B	B/A×100
都府県	0.5ha未満	1,578,209(34.3)	1,400,512(37.0)	563,407(22.3)	430,312(21.9)	373,113(22.9)	23.6%
	0.5～1.0	1,511,035(32.9)	1,170,022(30.9)	932,244(36.9)	714,385(36.4)	554,838(34.0)	36.7%
	1.0～2.0	1,221,216(26.6)	906,927(24.0)	714,586(28.3)	531,872(27.1)	414,449(25.4)	33.9%
	2.0～3.0	230,140(5.0)	222,619(5.9)	203,193(8.0)	162,703(8.3)	135,317(8.3)	58.7%
	3.0～5.0	51,040(1.1)	74,268(2.0)	90,294(3.6)	88,627(4.5)	87,010(5.3)	170.4%
	5.0以上	3,901(0.1)	9,901(0.3)	21,616(0.9)	37,041(1.9)	67,808(4.2)	1738.2%
	小計	4,595,541	3,784,249	2,525,340	1,964,940	1,632,535	35.5%
作付面積(ha)		2,769,125	2,208,410	1,736,603	1,473,018	1,381,527	49.8%
平均面積(ha)		0.60	0.58	0.69	0.74	0.85	
全国計	稲作経営体数	4,691,582	3,838,980	2,566,390	1,997,913	1,347,428	28.7%
	作付面積(ha)	3,045,716	2,388,826	1,890,368	1,616,334	1,500,487	49.2%
	平均面積(ha)	0.65	0.62	0.74	0.81	1.11	
	耕作放棄地(ha)	—	97,746	150,655	210,019	395,981	※400.5%

カッコ内の数値は、各年次の都府県総農家数に占める割合（％）を示す。

（世界農林業センサス各年次により作成）

法の下で、集落内での話し合い活動を通じて農業機械の共同化などを進めた農村振興策は、島根県独自の取り組みとして「新島根方式」と呼ばれた。島根県では全国に先駆けて過疎化や高齢化による農業労働力不足や耕作放棄地の増加といった問題が深刻化したことから、この新島根方式が導入された。

しかし、自立経営農家の育成を主眼とした農業基本法の下では、地域営農が水田稲作農業の政策的担い手として注目されることはなく、主に過疎化が進む中山間地域における例外的な取り組みと位置づけられてきた。地域営農が農業政策の主眼に据えられるようになったのは、前述したような水稲作を取り巻く経営状況の悪化により、構造改善事業が行われた平地の水田稲作農業地域においても、個別農家による自己完結的な水田稲作経営が困難になってきたためである。

そのため2005年の「経営所得安定対策等大綱」において、政策的支援を行う担い手経営体の一つに20ha以上の地域営農が加えられることとなった。農林水産省の「集落営農実態調査」によれば、

2004年には6,789件であった地域営農の設立件数は2006年には12,508件とほぼ倍増している。

地域営農の設立にあたっては、20ha以上の農地の集積とともに、5年以内に法人化を進めることが条件であった。しかしながら、2012年現在でも全国の地域営農件数に占める法人化率は17.6%にとどまっている。このように法人化が進まない要因の一つには、政策の施行から実施までの期間が14カ月と短く、地域営農内の分業体制や地域営農ビジョンについて十分に議論できなかったことがあげられる。

図2は地方別の地域営農の設立件数の推移を示したものであるが、2006年以降、東北・北陸・九州地方で設立件数が急増していることがわかる。北陸地方の諸県の中でも1980年代から地域営農に取り組んでいた福井県や石川県では、2006年以降の設立件数の急増はみられない。しかし、富山県や新潟県では2倍以上の増加となっている。

2006年以降、地域営農の設立が進められるようになった東北・九州地方と北陸地方の富山県や

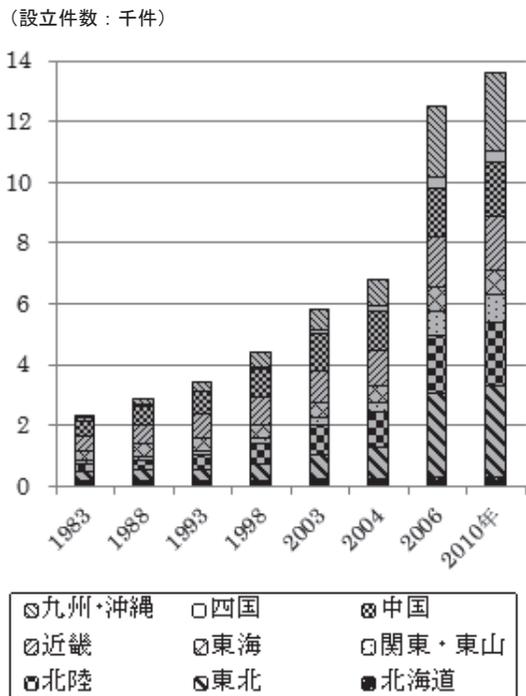


図2 地方別集落営農設立件数の推移 (1983～2010年)

(農林水産省『集落営農活動実態調査(2010)』により作成)

新潟県といった新興地域は、全国的にみても経営規模が大きく自己完結的な水田稲作農家が多い地域であったことから地域営農の設立件数が少なかった。しかし、2005年の農政転換を受けて、短期間の内に地域営農の設立が進められた。これらの地域において、前述した枝番管理型と呼ばれる地域営農が多いのも、地域営農に関する合意形成が十分になされていないためであろう。

表3から、2012年現在の地域営農の地域的特徴を分析すると、設立件数が2006年以降急増している新興地域と、小田切(2008)が「集落営農ベルト」と呼んでいる中国・四国、近畿、北陸地方の福井県・石川県といった1980年代初頭から地域営農に取り組んできた先進地域との間に取り組み内容や活動状況の違いがみられる。

すなわち、先進地域では経営安定政策への加入率や認定農業者⁸⁾参加率、非農家参加率などが低く、地域営農による農地の一括管理率や機械の共同化率、担い手組織の法人化率が高く、新興地域ではこれらの指標の値が逆転する傾向にある(表3)。このことから、水田稲作経営の合理化や政策的支援の受け皿となることを目的としている新興地域と、農村地域の存続を目的としている先進地

表3 地域営農(集落営農)の活動状況(2011年8月現在)

地方	設立件数	一括管理・運営	法人化率	認定農業者参加率	主たる従事者なし	機械共同利用	土地利用団体設置	経営安定対策加入	特定農業団体率	非農家参加率
北海道	283	17.7%	10.7%	96.9%	16.3%	92.2%	8.8%	19.4%	11.3%	21.9%
東北	3,417	24.5%	10.2%	89.0%	12.2%	67.9%	40.9%	67.1%	51.4%	31.1%
北陸	2,257	35.6%	28.7%	47.6%	18.6%	85.2%	23.0%	69.0%	45.8%	30.5%
関東・東山	994	30.1%	14.6%	81.5%	9.6%	83.5%	17.8%	65.9%	48.5%	47.5%
東海	859	27.7%	12.2%	51.0%	21.5%	63.9%	17.6%	39.4%	27.6%	19.4%
近畿	2,048	21.8%	6.7%	32.3%	36.3%	74.7%	38.6%	42.8%	36.4%	18.0%
中国・四国	1,840	25.5%	22.6%	43.3%	38.6%	86.1%	36.0%	33.4%	31.6%	16.4%
九州・沖縄	2,587	23.3%	10.4%	86.3%	15.5%	80.2%	22.1%	62.0%	55.1%	25.2%

- 1) 「土地利用団体設置」は、地権者の3分の2以上の加入を条件とした農用地利用改善を目的とした団体で、農作業や農地の受け皿となる特定農業法人や法人格は有していない特定農業団体が設立されていることをあらわす。
- 2) 「経営安定化対策加入」は、水田・畑作経営安定化対策への加入をあらわす。
- 3) 「非農家参加率」は、地域営農に参加している土地持ち非農家の割合をあらわす。
- 4) 網掛け部分は、取り組みの割合が相対的に高いものを示している。

(農林水産省『集落営農活動実態調査(2012)』により作成)

域という地域の特徴が読み取れる。

前述したように地域営農の新興地域とは、日本の中でもコメの主要な産地といわれる地域であるが、新興地域に関する研究蓄積はその数も少なく、再編後に農地や作業を委託する一般農家についての考察が不足しているものが多い。本研究では、地域営農の新興地域を取り上げ、農業の公益的価値の創造によって、一般農家の保全を図るJAの役割を明らかにする。

Ⅲ JAいわて中央管内における地域営農の設立動向と新たな農業収益部門の展開

1. 岩手県内の地域営農の分布と地域の特徴

岩手県内の地域営農は、北上山地と奥羽山脈の間に広がる北上盆地から胆沢扇状地を中心に分布している(図3)。地域営農が集中しているこれらの地域は農地に占める水田の割合が県内でも高いことから、米価が安定していた時期は農業所得の大部分を稲作が占めてきた。しかし、2010年現在では水田の転作地を利用した露地野菜や肉牛の繁殖、山間部での果樹栽培等、様々な作目を組み合わせて農業所得を得ている農家が多い地域となっている(犬井・大竹, 2012)。これは水稻の生育期にあたる夏季に冷涼な局地風の「やませ」によって冷害が生じるため、不作の際のリスク分散を目的としている。そのため水稻も耐冷性に優れた「もち米」や「うるち米」も早生品種を選択している(大竹, 2011)。

岩手県では、政府の取り組みに先駆け2003年に「岩手県水田農業改革大綱」を策定し、地域の実態に合った「集落水田農業ビジョン」の策定を進めてきた。その結果、3,523の農業集落の約90%に当たる3,171集落で、集落ビジョンの策定が行われ673件の地域営農が設立されている。

このことが岩手県で地域営農の設立件数が多く参加集落が多い要因の一つとなっている⁹⁾。1戸

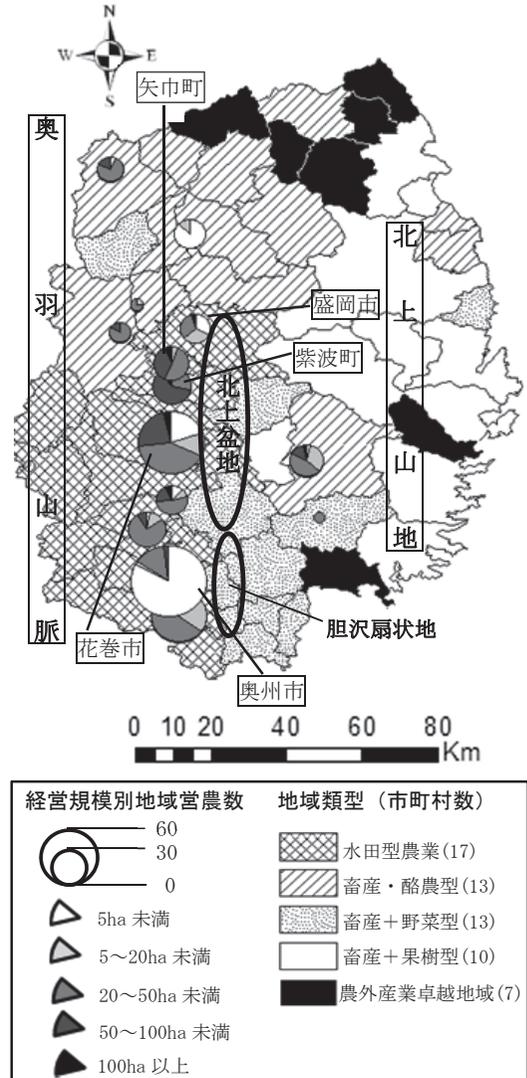


図3 岩手県における農業地域の特徴と地域営農の分布 (2010年)

(大竹 (2011, p 74) に加筆修正)

あたりの経営規模が1.0haから3.0haといった岩手県内でも平均的な農家の割合が高いJAいわて中央では、地域内でも比較的経営規模が大きい農家群を中心に担い手組織を設立し、水稻と転作栽培は担い手組織が受託し、一般農家には野菜や花卉など労働集約的な園芸作物栽培への転換を奨め

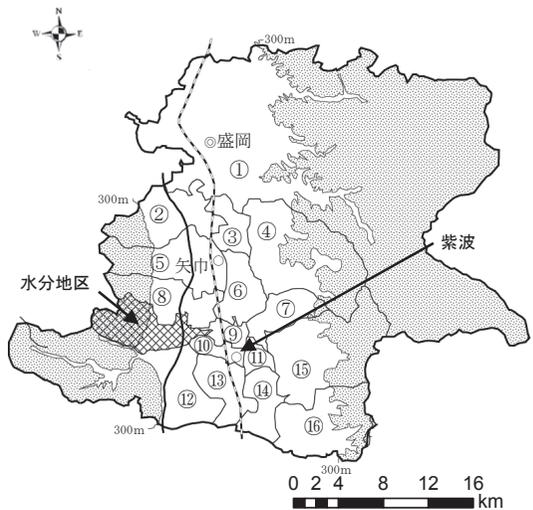
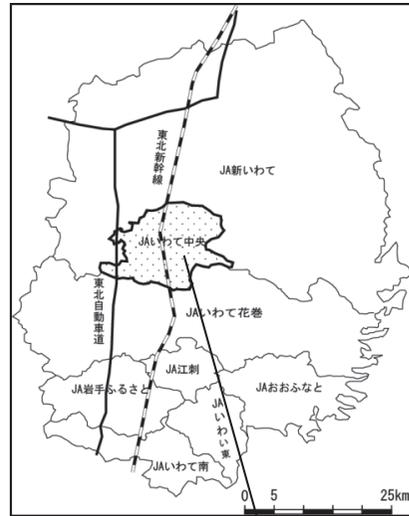
ている。農地の集積が進んでいるJAいわて中央管内では、50ha以上の地域営農数が全体の70%以上を占めており、500ha以上も2件設立されるなど大規模な地域営農が多い地域となっている(大竹, 2011)。

2. JAいわて中央管内の農業の特徴

JAいわて中央は、岩手県紫波町に位置し、北部の玉山地区を除く盛岡市全域と隣接する矢巾町を所管している(図4)。JAいわて中央が本部を置く紫波町は、全国でも有数のもち米生産地で管内の団地栽培面積は2,100ha、生産量は1万tと岩手県全体の約60%を占めている。紫波町で本格的にもち米が栽培されるようになったのは1974年からである。岩手県中央農協もち米生産組合(2003)によれば、それ以前はもち米の栽培は自家消費に限定されていた。1973年にJAいわて中央の前身である岩手県中央農協の赤石支部長で篤農家でもあったK氏が、県から「ヒメノモチ」の種もみ20kgを入手し、45aの圃場で試験栽培を行ったところ、それまで栽培していた「コガネモチ」よりも出穂が早く収量も多かった。もち米の流通は、1973年から始まった「もち米契約栽培制度」の下での契約栽培が主流であり、契約栽培枠の配分は岩手県経済連が行っていた。

そこで岩手県中央農協の営業部長とK氏は岩手県経済連に掛け合い、説得の末、契約栽培枠の一部を譲り受けた。翌1974年、K氏の呼びかけに応じた104戸の農家で、もち米生産部会が発足し、164haの水田で栽培を開始した。1979年には「もち米生産団地制度」が制定され、栽培地域の団地化が進められた。これは加工原料需要の高まりとともに、うるち米との混米による品質低下を回避するためである。

岩手県中央農協の米販売部では、もち米栽培面積をさらに拡大するため日本各地に出向き、新た



- ①:盛岡地区 ②:飯岡地区 ③:見前地区 ④:乙部地区
- ⑤:煙山地区 ⑥:徳田地区 ⑦:長岡地区 ⑧:不動地区
- ⑨:古館地区 ⑩:日詰地区 ⑪:東部地区 ⑫:志和地区
- ⑬:赤石地区 ⑭:彦辺地区 ⑮:赤沢地区 ⑯:左比内地区

図4 JAいわて中央管内におけるJA支部(地区)の分布と調査地域対象地区

な顧客の開拓につとめた。同部会の会員数と栽培面積も、1980年頃から新規契約栽培件数に比例して増加していった(図5)。こうした需要の変

化に素早く対応できた要因は、60kgあたりのもち米の提示価格¹⁰⁾が、うるち米よりも3,000円から5,000円ほど高額であったことや、前述したもち米生産団地制度により産地間競合が少なかったためである。1993年には同部会の栽培面積は2,000haに達し、市町村単位では日本一のもち米産地に成長した。しかし1995年に米のミニマムアクセスが開始され、いち早く国内産より安価な加工原料用のもち米が輸入された。1995年以降、国内の米菓製造業者の多くが、「おかき」や「白玉粉」などの原材料に輸入米を使うようになった。これにより国内産もち米需要は低下し、もち米の販売価格と契約栽培面積は減少傾向に転じている(図5)。

1999年には、近隣の矢巾農協および都南農協と合併し、「いわて中央農業協同組合」と改組したことで、栽培面積は一時的に増加したが、輸入

原料米の増加と国内産もち米の需要低迷を受けてしだいに減少していった。JAいわて中央では、こうした需要の低迷に対応すべく2001年から、農薬や化学肥料の使用量を慣行栽培の半分以下に低減した特別栽培米を試験的に栽培し、翌2002年からは全てを特別栽培に切り替えることで2,000haの栽培面積を維持している。しかし、もち米の価格は1995年以降、冷害であった2003年を除いて低下傾向に転じている。それまで60kgあたり20,000円ほどであった生産者米価は、2010年現在では13,000円台と、うるち米とほぼ同じ水準にまで低下している(図5)。その一方で、原油価格の高騰などにより農業生産資材の費用は高騰している。こうした収益性の悪化により、この地域でも従来の個別農家による自己完結的な営農が次第に困難になっていった。

また、従来から転作跡地を利用した野菜や花卉

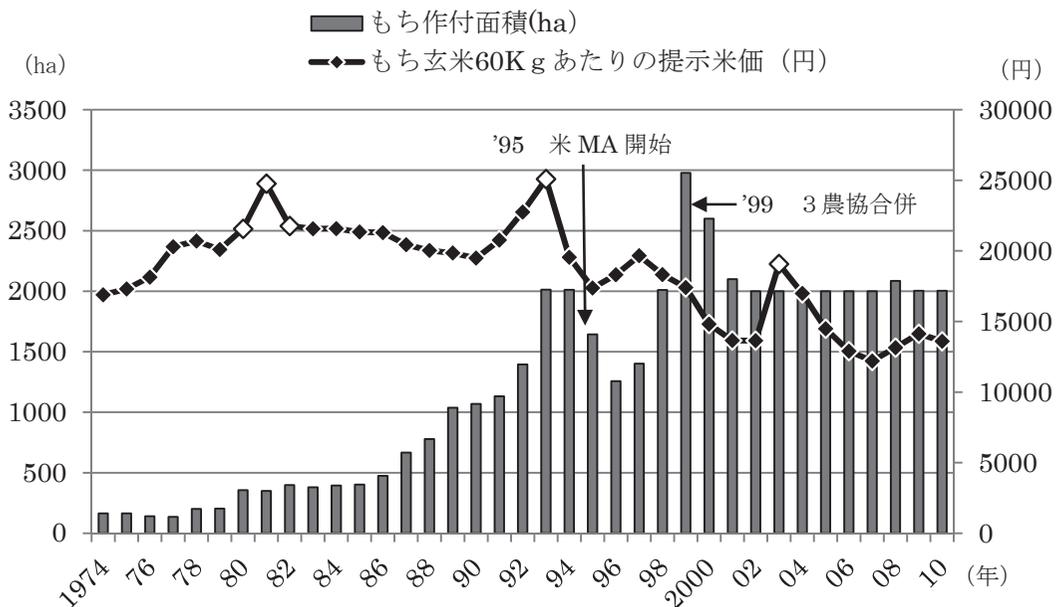


図5 JAいわて中央管内のもち米作付面積の推移ともち米価格の推移(1974~2010年)
2003年以前のもち米価格は、玄米60kgあたりの自主流通米価格である。もち玄米価格の白ヌキの◇は冷害により収量が減少した年である。

(JAいわて中央米販売部資料および農業物価統計各年次より作成)

栽培、繁殖牛の飼育等が行われてきたが、他産地との差別化が進まぬまま全農系統による市場集荷が大半を占めていたため、生産価格を下回る値段で販売されるといった問題も抱えていた。

3. JAいわて中央管内における地域営農の展開

2014年現在、いわて中央管内には83件の地域営農組織が設立されている。前述したようにJAいわて中央管内でも2003年の集落水田農業ビジョンの下、機械の共同利用や転作作物の団地化などに取り組んでいたが、地域営農としての組織化は2005年以降急速に進められた。JAいわて中央では「担い手支援センター」や「地域営農支援課」を設立するとともに、地域営農の説明会を各地区で継続的に開催することで参加農家数を増やしていった。その際、1～3haといった中規模農家層が多く、農業機械の自家所有率が高いという実情を考慮し、次のような地域営農ビジョンを策定した。①機械の共同利用は更新状況に応じて段階的に進める。②担い手経営体も、当初は麦作の受託組織として活動し、麦の裏作としてソバや大豆等の生産・加工・販路の開拓を行うとともに法人化を進める。③JAは、委託農家が水稻の育苗施設を活用して野菜や花卉栽培をはじめ際の支援や販路の確保により、農業所得の向上に寄与する。④経理の一元化については、地域営農の構成員の中に農業簿記を担当できる者がいない場合は、地域営農支援課が代わりに行うとともに、農業簿記の講座を開設する。

JAいわて中央では、こうした取り組みにより農家間の合意形成を進めた。設立された地域営農の経営規模は、500haを超えるものから30haに満たないものもある。また、一つの地区内に複数の地域営農が設立されている場合が多い。本研究では、JAいわて中央管内で唯一の1地区1地域営農であるとともに、経営耕地面積が500haを超える

大規模な地域営農で、参加戸数も多い水分営農組合について調査を行った。

4. 大規模地域営農の展開と生産の組織化

水分営農組合は、2006年に紫波町西部の水分地区に設立された地域営農である(図4)。水分営農組合は13の農業集落で構成されている。13集落全体の農家戸数は380戸(土地持ち非農家は58戸)で、経営耕地面積は637haとなっている。このうち310戸が水分営農組合に参加しており、経営耕地面積は515haと日本有数の大規模経営体となっている。参加していない70戸は畜産や果樹栽培を主としており、水田をほとんど所有していない農家である。役員は組合長1名、副組合長2名、事務局長1名、会計1名、監事2名で構成されている。

役員の仕事は、転作栽培の団地化とブロックローテーション計画の策定、担い手組織への作業や農地の割り振り、機械の共同利用の推進、ラジコンヘリによる共同防除計画の策定、組合員総会(年1回)の準備など多岐にわたっている。しかし、役員報酬は最高額の組合長でも年間で5万円、それ以外の役職は3万円と低額に設定されている(表4)。

2013年現在の作付面積は、水稻が371.2ha(ヒメノモチ167.3ha、ひとめぼれ100.4ha、もち美人93.8ha、ササニシキ4.7ha、あきたこまち4.6ha、その他0.4ha)、ナンプコムギ138.0ha(裏作としてソバ50.0ha)、牧草・飼料作物28.2ha、大豆1.3haなどとなっている(図6)。

これらの栽培・収穫作業を担当しているのは、地域内の32名の認定農業者を中心に構成されている6つの担い手経営体である。設立当初、水分営農組合の作業受託は、水稻や転作麦・飼料作物の栽培作業を受託する6つの組織経営体と、水稻栽培のみ受託する15の個人担い手経営体が担当

表4 水分営農組合の事業収支および作業委託料・出役手当（2010年3月現在）

費用		収入	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
荷受手数料	9,065,328	水稻販売額	345,304,579
農作業委託費	158,850,183	小麦販売額	10,401,149
肥料費	36,070,592	賦課金	4,987,071
農薬費	26,093,393	肥料高騰対策助成金	4,263,650
共済掛金	10,548,252	肥料・農薬大口奨励金	2,566,016
種苗費	2,640,920	小麦収量成績払助成金	12,049,525
事務委託費	3,069,944	小麦作付け助成金	22,495,997
圃場管理費	182,224,148	産地確立交付金	18,887,816
役員報酬	230,000	新需給システム定着交付金	12,323,508
事務委託費	1,080,000	スーパー対策助成金	696,686
会議費	133,414	21年産くず麦	401,330
旅行交通費	180,000	事務取扱助成金	60,200
支払利息	94,479	受取利息	41,431
賃借料	40,000	雑収入	9,000
研修費	20,000	期末未収穫農産物	4,346,120
事務消耗品費	200,159		
期首未収穫農産物	4,039,680		
雑費	34,255		
当期末処分余剰金	4,219,331		
合計	438,834,078	合計	438,834,078

農作業委託料(10aあたり)		出役手当(圃場管理1時間あたり)	
作業	料金(円)	作業	料金(円)
水稻 耕起	3,500	畦畔管理	2,100
代かき	5,000	水管理	750
田植え(側条施肥)	5,800	肥料・農薬散布	1,500
収穫(結束)	15,900	田植え・稲刈り補助	500
小麦 秋作業(播種)	4,300		
春作業(追肥防除)	1,300		
収穫(調製)	16,500		

(第4回水分営農組合通常総会資料(H22.2.28)および岩手中央農業組合(2010)より作成)

していたが、2013年度以降全ての個人担い手経営体は6つの組織経営体に所属している。6つの組織経営体の内、法人化しているものはM農産

とK農事組合法人である。

組織経営体は、構成員数や所有機械などに差があるため、麦の収穫・乾燥調製作業は後述する

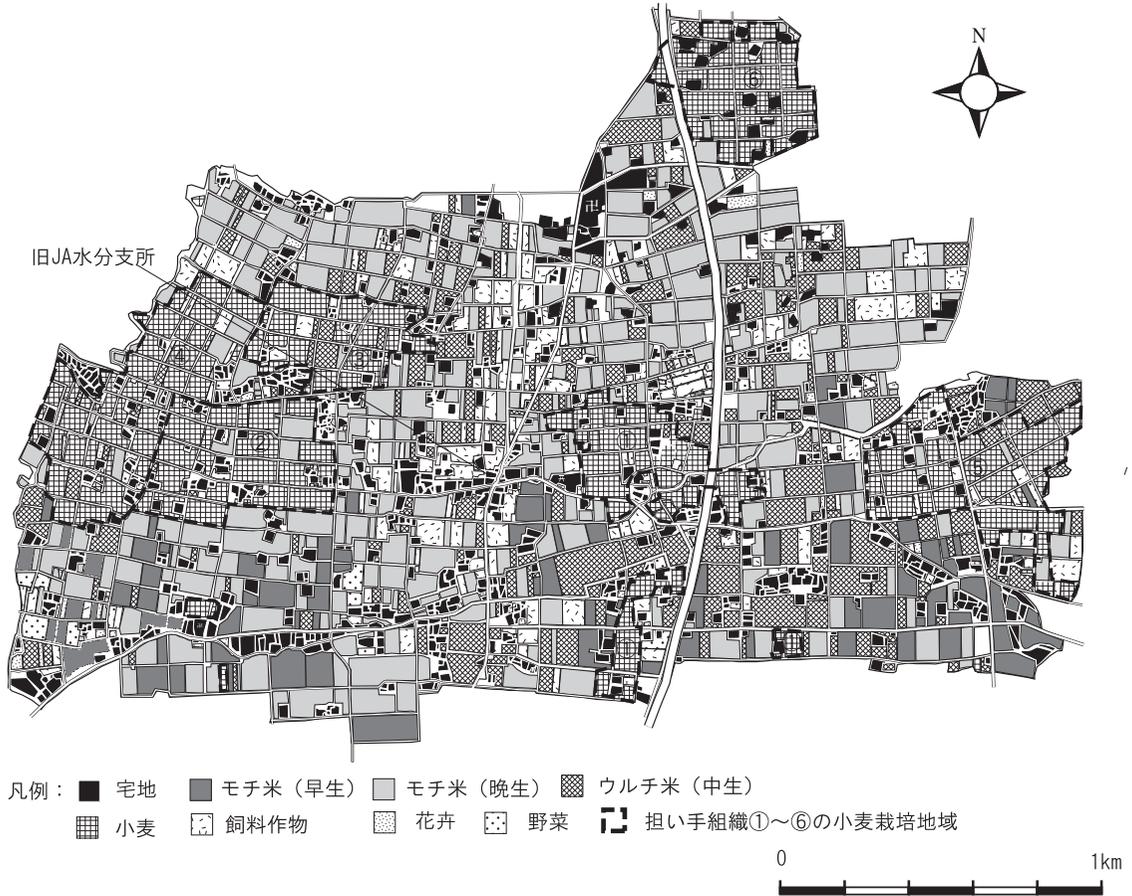


図6 水分地区における土地利用状況（2012年）

（現地調査および紫波町農業振興課農地台帳（2012）により作成）

M農産が他の組織経営体の分も請負っているが、麦栽培の面積は地縁の関係を考慮して、6つの組織経営体がそれぞれ20ha前後を団地化して担当している（図6、M農産は①）。また、水稻栽培よりも労働力を要する花卉や野菜の栽培は、自宅から農地までの通耕時間の短縮を意図して宅地に近接していることがわかる（図6）。

2010年の水分営農組合の経営状況を見ると、米麦の販売金額に各種助成金等を加えた収入は、約4億3千万円となっている。そこから諸費用を差し引いた収益分である当期末処分剰余金は420

万円となっている。この金額は決して多くはないが、これは営農組合が企業的経営体と異なり、組合員の利益（共益）を最大化することを目的としているためである。したがって、機械作業を請負った担い手経営体には約1億5千万円、水管理や畦畔除草に出役した農家には約1億8千万円というように、作業項目や参加した時間に応じて公平な支払いが行われている（表4）。米価が低迷している現状では、水田稲作経営によって農業収益を上げることは困難な状況にあるが、団地化や農業機械の共同利用を進めることで、個々の農家

の経費負担を軽減するとともに、担い手組織には新たな農業収益を生み出すことが可能となっている。

岩手中央農業協同組合（2010）の試算によれば、地域営農に参加した農家が、機械オペ¹¹⁾と圃場管理作業¹²⁾の全てを委託した場合、10aあたり7,308円の赤字となるが、経営規模2haの農家が自ら機械を所有して耕作した場合は、その10倍以上の77,232円の赤字となり、4ha以上でも25,982円の赤字となっている¹³⁾。したがって地域営農の推進は、金額的差異があるものの担い手組織と委託農家の双方に経済的なメリットがあることがわかる。

水分営農組合の中で機械オペ作業などを担当している担い手農家は、地域内でも経営規模が大きい農家が多く、専業農家や主業農家の割合が高い（図7）。また、これらの組織経営体に所属している農家は経営耕地面積も比較的大きく、多品種のコメを栽培する傾向にある（図7）。これは収穫時期の重複を回避することで、所有している農業機械を有効に活用するとともに、収穫適期を外して販売価格が下がるのを防ぐためである。

次に、農作業を受託していない一般農家の特徴をみると農業従事者の年齢は50代から70代がほとんどで、家族内に若年労働力を所持している農家でも40代以下の従事者が少ないことがわかる（図7）。また図7のNo.31～35のように、農産物の販売を目的とした農業を行っていない土地持ち非農家層の多くは、安定した業種に従事している。したがって、現在は自ら農業を行っている一般農家も、世代交代や安定兼業化が進めば将来的に土地持ち非農家になっていくことが予想される。

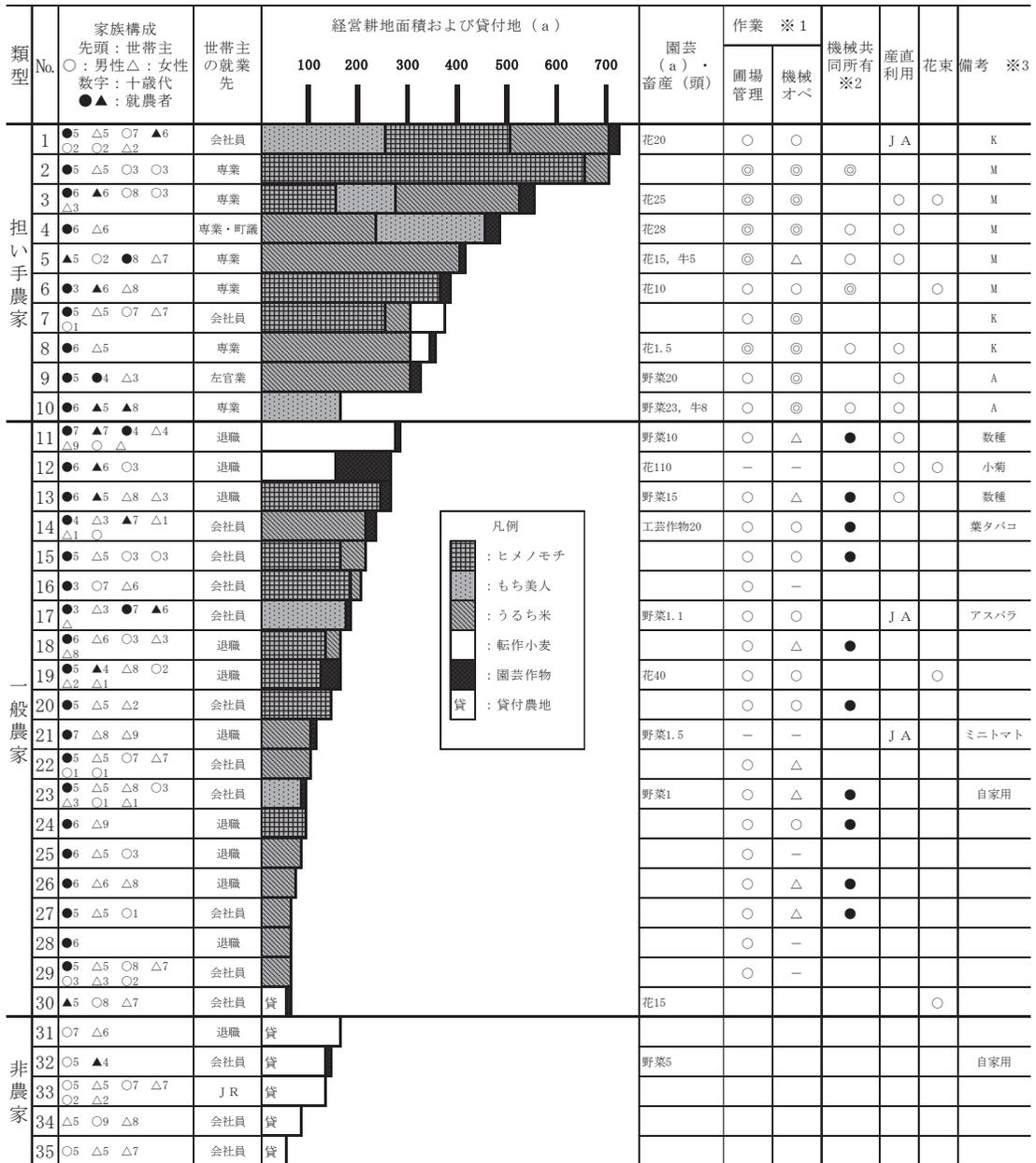
IV 農業の公益的な価値を生み出すビジネス・インキュベータとしてのJAの役割

1. 担い手経営体M農産への支援

水分営農組合の担い手組織の中で社員数ならびに経営面積が最も大きいM農産は、他の担い手組織が栽培している転作麦の収穫・乾燥を一手に引き受ける中核的担い手組織である。M農産は1981年に地域の有志農家7戸の共同出資によって、設立された農業生産法人である。設立当初は転作麦の栽培を請け負う組織であったが、1990年代に入ると農業従事者の高齢化や離農化による水稻栽培を委託する農家も増加したことから、水稻栽培の受託事業を開始し、耕作不能な農地の受け皿としての役割を果たしてきた。これらの事業拡大を受けて、1996年に法人格を取得し現在に至っている。

現在M農産では、100PSホイールトラクター2台、134PSクローラトラクター1台、8条植え乗用田植え機1台、5条刈りコンバイン1台、大型汎用コンバイン1台、乾燥機2台（50石・60石）、遠赤外線乾燥機4台（各50石）、フォークリフト1台を所有している。これらの大型農業機械は「担い手支援事業」や「産地競争力強化事業」等の助成金や補助金を使って整備したもので、前述した担い手支援センターや地域営農支援課などが窓口となり導入を支援した。

2010年現在、M農産の社員は男性5名、女性4名の9名で、水稻の刈り取り作業と乾燥・調製作業をそれぞれ40haずつ受託している。また、営農組合から小麦の栽培を29ha受託し、その後作として同面積のソバの栽培を行っている。社員の給与は男性が1カ月15万円、女性が5万円となっている。女性の主な仕事は、正月向けの餅の加工販売や事務・補助作業が中心となっており、男性社員は機械オペや乾燥・調製作業を担当している。



- 1) 記号は◎：自己管理・作業+受託 ○：自己管理・作業 △：一部を委託 —：全て委託。
- 2) 記号は◎：全ての機械を共同所有 ○：機械の一部を共同所有 ●：機械の更新を機に委託を検討。
- 3) M：M農産，K：K農事組合法人，A：A営農組合

図7 水分地区における地域営農参加農家の状況（2012年3月現在）

（聞き取り調査（2012年7月実施）により作成）

M農産の社員の平均年齢は57.2歳であるが、2009年に31歳の若い社員1名を加え、2010年からは新規就農支援事業を利用して3名の研修生（地元出身者2名、県外出身者1名）を迎えるなど後継者の育成にも努めている。さらに、こうした若い社員の安定的な雇用を実現するために、期間限定であった餅加工販売の通年化や、小麦やソバといった転作作物の製品化、研修生を中心とした小松菜栽培に取り組んでいる。この小松菜は、農業用水や地下水への農薬汚染を防ぐとともに消費者の健康や食味、安心・安全等に配慮して、減農薬・有機質肥料（特別栽培）で栽培している。また小松菜の販売には、後述するJAいわて中央の販売戦略によって新しく開拓された販路が利用されている。

2. JAいわて中央の販売戦略

JAいわて中央では前項で取り上げた小松菜以外にも、アスパラガスや加工用トマトをはじめとした様々な野菜作りを農家に奨める一方で、新しい販路の開拓に努めている。これは契約栽培が原則であった、もち米の販売手法を受け継いだものである。かつて岩手県中央農協のOB職員達が、日本一のもち米産地を築くために、全国各地の食品加工業者や小売店を訪ね、栽培契約を結んできた先例に倣い、新たな販路の開拓を積極的に進めている。こうした取り組みは小売店との直接取引のため、中間マージンを削減し農家の所得向上にも繋がっている。実際にリング農家では、1個あたりの手取りが77円から87円に上がったことで、農業所得が10%程度向上している。

さらに、「JA全農いわて」との合同事業として、地域営農に参加する農家を対象に、園芸生産促進対策を実施している。助成金額は、販売額が300万円以上のものには50万円、150万円以上のものには15万円の助成金となっている。この他にも

新たな産地形成事業として、ナス・ネギ・促成アスパラガス・小菊を重点品目に指定し、個々の栽培面積に応じて3万円から20万円までの助成金を設けている。地域営農の設立によって水稲作を委託するようになった高齢者や女性就農者に対しては、収穫の際に負担が少ないアスパラガスやミニトマトの栽培を奨めている（図7、農家No.17・21）。

また、この地域では水田の転作としてキキョウやキクなどの花卉栽培が以前から行われてきた。その際に捨てられていた数種類の花の端物を合わせて「花束」として出荷するといった独自の取り組みも行っている。この花束事業は、自らもユリ栽培を行っているJA職員N氏の発案によるもので、花卉を栽培する際に30%ほど出来てしまう規格外品の販売を目的としたものである。

この花束事業も販路開拓の営業に赴いた先のスーパーとの話し合いから生まれたもので、「そのまま飾れるお手軽な花束」をコンセプトにそれまで捨てられていた規格外の花の販売が可能となった。花束事業に取り組んでいる農家では、平均で1戸あたり100万円ほど農業所得を向上させている。

2001年の事業開始時には25店舗であった花束販売店舗数は、2012年には74店舗まで増加している。栽培農家数は2004年以降減少したが、1人あたりの販売金額は増加している（図8）。2004年に栽培農家が減少した理由は、高齢のため週2回の契約量出荷が困難になったためである。これら的高齢者は、販売単価は下回るものの出荷量の制約がない直売所などに花束を出荷している。

また、2004年には販売店舗や消費者から「花の見栄えが悪い」、「咲ききった花が混じっている」等の苦情が寄せられた。これを受けて同年から生け花教室（年2回）や他産地の視察（年1回）などを行い、フラワーアレンジメント技術の向上

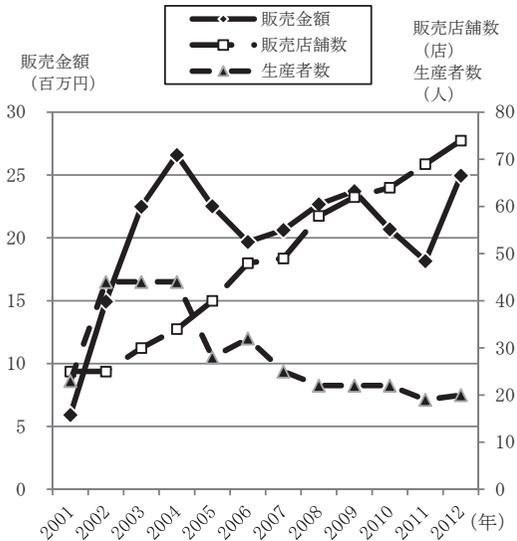


図8 販売金額・販売店舗数・生産者数からみる花束事業の推移（2001～2012年）

（JAいわて中央矢巾支所園芸販売部集計データにより作成）

や消費者ニーズの把握に努めている。これらの研修費用も、JAいわて中央が負担している。

以上のような新たな販路の開拓や研修活動に加えて、地域営農の設立によって水稲作に従事していた女性労働力を花卉栽培に投入できるようになったことも、1戸あたりの花卉栽培面積（鉢数）の拡大（増加）を可能とし、農業所得の向上に繋がっている。図7で示した花束生産農家のNo.12は、法事など仏花として用いられている小菊栽培に特化することで、現在では1,000万円以上を売り上げ、年間で延べ500名のパート労働を雇用し、近隣農家の主婦や高齢者に働き場所など就業機会を提供している。こうした就業機会の提供は、地域に暮らす高齢者に経済的な基盤を提供するだけでなく、「生きがい」や活力を与える貴重な場所にもなっている。

JAいわて中央では上記のような所得向上対策に加えて、生産コストの削減に繋がる取り組みも行っている。一つ目の取り組みは、バルク・ブレ

ンディング肥料（Bulk Blending）の導入である。これは農地ごとに土壌診断を行うことで必要な養分だけを施用し、肥料の過剰投与を抑えることで、肥料コストを削減するものである。土壌の診断は花巻市にある岩手県の農業試験場で行い、同市内にあるJA全農いわての子会社である「くみあい肥料株式会社」で診断結果に基づき配合される。既製の化成肥料に比べ安価で、土壌診断により地域の土壌や作物に適した肥料分を配合できるこのバルク・ブレンディング肥料は、同社によって開発されたものであるが、2015年現在では全国15のJA全農傘下の18工場でも導入されている。

2つ目の取り組みは、肥料や農薬の配送コストの削減である。これまで工場から農協、農協から各農家へという配送ルートを見直し、旧JA支所跡地や公民館といった地区ごとの保管所に直接運び、そこからは各農家が自分で受け取りにくる体制を確立した。これにより農薬や肥料1袋あたり100円の輸送コスト削減を実現した。この地域の農家では、水稲栽培に10aあたりで平均20袋ほど施用しているの、1haあたり約2万円のコストダウンになる。

3. 新たなブランドの開発と農業の公益性

もち米生産から始まったJAいわて中央の特別栽培によるブランド化戦略は、現在では野菜や果樹、畜産、農産物加工品と多岐にわたっている。野菜や果樹は、地域内で飼育されている肉牛や豚の糞尿と食品加工場などから出る生ごみから作られる有機質肥料（後述するエコ3センターで生産）と減農薬栽培が導入され、家畜の飼料には地域内で栽培されているもち米の「米ぬか」や「くず米」が使用されている。さらに、こうして作られた農産物を使ったワインやハム、ソーセージといった加工食品の生産も進められている。

一般的に特別栽培は慣行栽培に比べて、労働時間が増加し、生産量が減少するなど生産者の負担が大きくなる。JAいわて中央では、こうした生産者の努力に報いるため、2010年12月に「食農立国」という地域ブランドを立ち上げ、さらに付加価値を高める努力をしている。

食農立国のブランド名は組合員からの公募で寄せられた農業立国と食育立国を組み合わせたもので、農業生産者と消費者だけでなく、次世代を担う子供達に農業を営む環境と食の大切さを伝えることを基本理念としている。

具体的な取り組みとしては、後述するJAの子会社を通して、紫波町と矢巾町の小中学校の給食に地元食材を提供している。学校給食への食材提供は、現在では日本各地で行われているが、この地域の食材の割合は重量ベースで約48%（2011年以降は福島原発事故の影響により42.3%に減少）と岩手県の平均（28.8%）を大きく上回っている。これは少しでも多くの地元食材を使えるように生産者と調理者・栄養士などで話し合う機会を年数回設けるとともに、納入価格も再生産可能な水準に抑えるといったJA子会社の努力によるものである。また、小中学校に生産者が直接出向き、給食に使われている農作物について説明する学校栄養教室も年間6回から7回開催されている。紫波町給食センターによれば、この取り組みが始められた2007年以降、給食の残滓量が約30%低減している。

他にも年3回の農業体験やJAの青年部主催の田んぼの生き物調べなど、自然環境や生物多様性の保全を意識した取り組みを行っている。さらに、生物多様性の保全については、地元の在来種であるマメコバチを、自ら飼育し、受粉作業に用いるリンゴ農家もあらわれるなど、生産者の意識も高まっている。

また、JAいわて中央では2007年からは農水省

が行っている「農地・水・環境保全対策」事業への加入も推進している。この対策に加入するためには、水田景観や水質、生態系の保全に取り組むことが必要となるが、加入によって水田は10aあたり4,400円、畑は2,000円、牧草地は400円の助成金を受け取ることができる。同対策の環境保全活動としては、水路や畦畔の集団管理、桜並木の造成、地元中学生による水稻栽培体験、集落内の清掃活動などが行われている。

この対策への紫波町内の加入水田面積は、2,897haと町内の水田面積の70.2%に達している。生物多様性を保全するためには広域的な取り組みが必要となるが、地域ぐるみで導入できる点も、多くの地権者が参加している地域営農のメリットの一つである。

以上のような取り組みは、農業者と地域住民との交流の場となるとともに、後述する直売所での販売増加にも繋がっている。それはこうした交流活動によって、生産者と消費者が農業の持つ「公益性」に対する共通認識を育むことが可能となるからである。すなわち、自然環境に配慮して生産される地元の農産物を消費することが、間接的に地元の自然環境を守ることに繋がるという共通認識である。

4. 直売所の設立による地産地消の取り組み

JAいわて中央では、紫波町役場とも協力して、地域内に直売所を設置するとともに、町が運営するエコ3センターで作っている「紫あ波せ（しあわせ）堆肥」を使った野菜に、「紫あ波せ農産物」のラベルを張るとともに、購入者向けにポイントカードを作成するなど地産地消の取り組みを進めている。先にあげた学校給食での取り組みも、将来的な購買者への地産地消運動の一環である（大竹、2013）。

また2005年には、JAいわて中央の完全子会社

である「JAシンセラ」を設立し、農産物の直売所を開設した。同年に盛岡市内に設けた「サンフレッシュ都南」は、県内最大の売り場面積を持つ直売所で、年間の総売り上げは約14億円にのぼる。また、2012年には紫波町のスポーツ・宿泊複合施設「オガールプラザ」内に産直所「紫波マルシェ」を出店した。「紫波マルシェ」の2013年度の売り上げは、4億1,321万円而来店者数は50万人となっている。

2014年現在、紫波町内にはJA出資以外の直売所が9か所設置されているが、これらの直売所の先駆けとなったのがJA出資の「サンフレッシュ都南」である。9か所の産地直売所の販売金額は、立地場所や取扱う物品等の違いにより700万円から2億円と差がみられるが、2010年度の合計販売金額は6億3,415万円となっている（表5）。

産直を開始したことで、JAいわて中央の農産物取扱金額は2000年と比べて30億円ほど減少した。しかし、JAいわて中央では農家が無くなれば単位農協の存在意義も失われると考え、生産者の収益確保に努めている。さらに、こうした地産地消運動のサポートとして、JAいわて中央では

有線放送局を設置し、音楽やイベント、防災情報の提供とともに地元の食材の販売促進活動を行っている。有線放送局の運営には年間4,000万円ほど支出しているが、インターネットや電話回線事業からの収入もあるため、年間7,000万円程度の黒字となっている。

V おわりに

地域営農の設立による日本の水田稲作農業地域の再編は、担い手経営体と農地や作業を委託する農家双方にとって、水田稲作経営の効率性を高める効果がある。しかし、枝番管理型の地域営農が多いという現状が示すように、従来の補助金の受け皿的な性格が残されている。こうした状況が改善されない要因の一つとして、委託農家に水稲作に代わる新たな経済基盤がないという問題がある。

本研究では、地域営農の新興地域の事例として、設立とともに委託農家の農業所得の向上に努めるJAいわて中央のビジネス・インキュベータとしての役割を検証した。その結果、JAいわて中央では、農業の公益的価値を創出することで、

表5 JA以外の産地直売所の経営状況（2010年）

区分	組合員数(人)	年間来客数(人)	販売金額(万円)	主な物産品	備考
A 産直	119	148,731	20,000	果樹, 野菜, 果樹加工品	道の駅
B 産直	104	203,425	18,000	果樹, 山野草, 手作り豆腐	峠の駅
C 産直	88	83,015	9,120	野菜, 米, 果樹, 花苗	
D 産直	48	65,000	5,000	野菜, 椎茸, 米, もち菓子	
E 産直	61	47,772	3,483	野菜, 果樹, 手作りパン	
F 産直	45	35,000	3,293	野菜, 工芸品, 焼物	
G 産直	48	45,357	2,596	野菜, 花, もち, だんご	
H 産直	39	35,000	1,223	西洋なし, 野菜, 花	
I 産直	23	7,000	700	野菜, 山菜, プリン	
合計	1) 575	672,300	63,415		

一人で複数の産地直売所に出荷している組合員もいる。

(紫波町地域振興課「産直実績一覧」より作成)

地域営農の担い手経営体への支援や一般農家への経済基盤の新設を実現していることが明らかとなった。

JAいわて中央による取り組みを総括すると、①もち米の契約販売で培ったノウハウを活かした販路の開拓、②地域営農の担い手経営体への農地の集積、作業委託の斡旋や商品作物の販路の提供、③花束事業や野菜栽培など一般農家への新たな経済基盤の提供、④直販所の設置や小中学校給食への食材提供による地産地消の推進、⑤消費者のニーズと自然環境の保全を意識した特別栽培農作物による地域ブランドの開発（高付加価値化）、⑥営農体験や自然観察など生産者と消費者との交流事業による農業の公益的価値に対する共通認識の醸成などである。

カナダの協同組合運動家であるアレクサンダー・レイドロー（1989）は、『協同組合は単なる企業ではなく経済的目的と社会的目的を持った企業として、その二重の目的によって一般的に普通の会社や資本主義企業から区別される』としている。

これまで日本の農業協同組合は、農業生産者の「共助」「共益」の実現や社会的地位の向上を目的としてきた。しかし、グローバル経済が進展し、海外から安価な農産物が大量に輸入されている今日の状況を考えれば、今後日本の農業を維持していくために、農業の公益的価値に関する認識を国民的合意とすることが重要であろう。

このことは生産者の代表である農業協同組合の重要な役割に、農業の公益的価値に関する国民的合意形成を進めることが加わることを意味している。もちろん、こうした合意形成を進めるためには、消費者側からのアプローチも必要である。生産者や消費者、それぞれの利益を別個に守ることが前提である現行の協同組合法の下で、双方の連携を図っていくことは困難である。しかし、公益

的価値の創出によって、単なる産業地域としての農業地域から、人が持続的に暮らす農村地域への再編を図ろうとするJAいわて中央の取り組みは、十全なものではないが、今後の単位農協の在り方を示す重要な指針として評価すべきである。

[付記]

調査に際して、紫波町役場農業振興課や岩手中央農業組合の関係各位をはじめ、水分営農組合およびM農産の代表者並びに紫波町水分地区の皆さまにご協力頂きました。また、本稿を作成するにあたり獨協大学学長の犬井 正先生には終始ご指導を賜りました。ここに記して厚くお礼申しあげます。なお本稿は2010年10月の日本地理学会秋季学術大会（名古屋大学）の発表を骨子に加筆・修正したものである。

注

- 1) 政府は政策的用語として、集落を単位として、生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織を集落営農としているが、すでに大竹（2008）は複数の集落が共同して広域な農業地域を包含している事例も多いことから、学術用語としては地域営農が適切であるとして用いている。したがって本研究でも地域営農を用いる。
- 2) 二階建方式とは、地域営農に参加し農地や農作業を委託する農家群からなる「一階部分」と、農地や農作業を受託する担い手経営体からなる「二階部分」で構成される地域営農の経営形態である。
- 3) 枝番管理型とは、農業生産は従来通り個別農家毎に行い一元経理をしたあと、生産物や生産額に応じて利益を各農家に分配するものを指し、個々の農家を番号で管理していることから枝番と呼ばれている。
- 4) 小原（2004）はインキュベータの概念として、日本においては場所・建物をさす場合が多いとしている。関根（2008）によれば、ビジネス・インキュベータとは1959年にアメリカで設立され、企業家育成や地域振興をはかるためソフト・ハード両面で支援する機関である。したがって、本研究ではソフト面での支援も意味するビジネス・インキュベータを用いる。
- 5) ヨーロッパ諸国における農業の多面的機能における農業振興に関する研究事例としては、農業の景観保全機能を活用することで、農村観光による地

域振興を実現しているドイツの事例（小原，2005）や「窒素収支やオタマジャクシの数」のように農業の多面的機能を具体化することで，国民的合意形成に成功しているスイスの事例（鈴木，2008）などがある。

- 6) 全算入生産費とは，米の生産に要した費用合計から副産物価額を控除し，支払利子及び支払地代を加えたものに，擬制的に計算した自己資本利子及び自作地地代を算入したものである。
- 7) 土地持ち非農家とは，農家（経営耕地面積が10a以上又は過去1年間の農産物販売金額が15万円以上であった世帯）以外で，耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している農家である。
- 8) 認定農業者とは，農業経営基盤強化促進法に基づき，市町村が定める農業経営改善計画の認定を受けた農業経営者や農業生産法人である。水田経営安定化対策などでは，中山間地域など経営規模の拡大が困難な地域を除き4ha以上（北海道は10ha以上）の経営耕地を有する認定農業者であることが加入要件となっているように，認定を受けると政策的な補償や資金の借入れなどの優遇措置を受けることができる。
- 9) 例えば，設立件数が135件と県内最大の奥州市では，地形的制約により農地の集約要件である20haを満たす集落が少ないため，面積要件を緩和できる特定農業団体の設立を進めてきた。そのため5ha未満の小規模な地域営農が70%以上となっている。一方，県内でも経営規模が大きい農家層が多い花巻市を管轄するJAいわて花巻では，大規模農家層の意向を反映して，水稻栽培は農家が個別に担当し，転作受託組織を核とした地域営農が行われている。そのため農地が分散する傾向にあり，地域営農の規模としては中規模の50ha未満層が多くなっている。
- 10) 自主流通米制度発足以降，もち米の価格はうるち米と異なり，旧自主流通法人が前年の作柄や全体の需給動向などを考慮して価格を決定する提示価格方式がとられてきた。現在，自主流通米制度は廃止されているが，全国出荷団体が提示価格を設定する方式が引き継がれている。
- 11) 機械オペとは機械オペレーションの略で，トラクタや田植え機，コンバイン・乾燥機等の農業機械の操作を伴う作業をさす。
- 12) 管理作業とは，肥培管理，農薬散布，水管理，畦畔の除草といった作業をさす。
- 13) 栽培品種はひとめぼれ，10aあたりの収量は540kgで試算した。ひとめぼれ1等米1袋（30kg）あたり

単価6,100円に屑米20kg・単価1kgあたり85円で試算されている。

文 献

- 安藤益夫（1996）：『地域営農集団の新たな展開』農林統計協会。
- 市川康夫（2011）：中山間農業地域における広域的地域営農の存立形態－長野県飯島町を事例に－。地理学評論，**84**，324-344。
- 伊庭治彦（2009）：農村社会が集落営農の何を求めたか。農業と経済，**75**（12），32-40。
- 稲本志良（2005）：集落営農の現代的性格。農業と経済，**71**（5），5-14。
- 犬井 正（2003）：日本農業の変貌。日本統計協会編：『20世紀の奇跡（第2巻）』農林統計協会，39-48。
- 犬井 正・大竹伸郎（2010）：グローバリゼーション下の日本農業・農村の持続的発展。星野昭吉編：『グローバル社会における政治・法・経済・地域・環境』亜細亜大学購買部ブックセンター，335-344。
- 犬井 正・大竹伸郎（2012）：日本における農業生産性の地域的変動－2000年～2005年－。環境共生研究，**5**，1-23。
- 岩手県中央農協もち米生産組合（2003）：『豊福 赤石もち米30年の歴史』いわて中央農協赤石支部。
- 岩手中央農業協同組合（2010）：『組合員懇談会資料』。
- 大竹秀則（1983）：郡山市における農業就業世帯員の農業就業構造。経済地理学年報，**29**，34-49。
- 大竹伸郎（2003）：水稻直播の導入と地域営農の形成－福島県原町市高地区・会津高田町八木沢地区を例として－。新地理，**51**（3），1-27。
- 大竹伸郎（2008）：砺波平野における農業生産法人の展開と地域農業の再編。地理学評論，**81**，615-637。
- 大竹伸郎（2011）：岩手県における大規模地域営農の展開と農業地域の特徴。環境共生研究，**4**，63-76。
- 大竹伸郎（2013）：岩手県紫波町における資源循環型まちづくりの取り組み。環境共生研究，**6**，59-67。
- 小田切徳美（2008）：『日本の農業－2005年農業センサス分析』農林統計協会。
- 小原規宏（2004）：東京大都市圏さいたま市東部高畑集落における専業農家の持続性とその存立条件。地理学評論，**77**，563-586。
- 小原規宏（2005）：ドイツバイエルン州における農村の再編とその持続性。地学雑誌，**114**，579-598。
- 楠本雅弘（2005）：二階建て方式の集落営農。農業と経済，**71**（1），58-64。
- 楠本雅弘（2010）：『進化する集落営農』農文協。
- 五条陽子（1997）：稲作生産組織の成立と地域的展開。

- 人文地理, 49, 32-46.
- 鈴木宣弘 (2008) : 『現代の食料・農業問題－誤解から打開へ－』 創森社.
- 角田毅 (2009) : 枝番管理型 (東北) の政策への適合性. 農業と経済, 75 (12), 81-86.
- 関根雅則 (2008) : ビジネス・インキュベータにおける柔軟さの必要性. 高崎経済大学論集, 51 (1), 45-59.
- 高橋明宏 (2003) : 『多様な農家・組織間の連携と集落営農の発展』 農林統計協会.
- 高橋明宏 (2009) : 担い手要件と経営体としての発展方向. 農業と経済, 75 (12), 14-22.
- 田代正一 (1999) : 農業基本法から新しい食料・農業・農村基本法へ. 鹿児島大学農学部学術報告, 49, 39-44.
- 田代洋一 (2004) : 『日本農業の主体形成』 筑波書房.
- 谷口憲治 (2008) : 経営所得安定化対策下における集落営農の展開－島根県における集落型農業法人連携を中心に－. 山陰研究, 1, 27-40.
- 森本秀樹 (2009) : 農業現場における集落営農施策の現状. 農業と経済, 75 (12), 23-31.
- アレクサンダー・レイドロー (1989) 日本協同組合学会誌編 『西暦2000年における協同組合－レイドロー報告』 日本経済評論社.